様式第 16 号（第 10 条関係）

お選管第　７７　号

行政不服審査裁決書

審査請求人　　○　○　○　○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和２年１０月２日付けで提起のあった本件審査請求について、次のとおり裁決します。

(1)　主文

本件審査請求を却下する。

(2)　事案の概要

１　請求人は、令和２年７月２８日付けで、おいらせ町長に対し、「情報公開に関する文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求を行った。

２　おいらせ町長は、令和２年８月５日付けで、処分庁に対し、「開示請求事案移送書」の送付を行った。

３　処分庁は、本件対象文書の一部文書を不存在として、令和２年８月７日付けお選管第４５号により、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

４　請求人は、令和２年９月１４日、本件対象文書に個人情報が含まれている旨、処分庁に対し指摘を行った。

５　請求人は、本件処分を不服とし、令和２年９月２３日付けで、おいらせ町長に対し審査請求を行った。

６　おいらせ町長は、令和２年９月２５日、請求人に対し、審査庁となるべき行政庁以外の行政庁に審査請求しており、審査請求が不適法であって補正できないことが明らかであるため、審査請求先を修正して提出するよう説明を行った。

７　処分庁は、令和２年９月２５日、請求人に対し口頭及び文書で謝罪を行い、同日付けお選管第６４号により本件処分を取り消し、一部開示決定を行った。

８　請求人は、本件処分を不服とし、令和２年９月２６日付けで、おいらせ町長に

対し審査請求を行った。

9　おいらせ町長は、令和２年９月３０日、請求人に対し、審査請求先の行政庁が異なるため、再度修正するよう説明を行った。

１０　請求人は、本件処分を不服とし、令和２年１０月２日付けで、おいらせ町選挙管理委員会委員長に対し審査請求を行った。

(3)　審理関係人の主張の要旨

1　審査請求人の主張

本件処分を行った文書において、請求人の氏名が開示されており、その開示された請求人の氏名が個人情報であることの裁決と、個人情報が漏洩した事実の認定を求めている。また、本件処分及び過去の漏洩の調査及び漏洩の原因と再発防止対策や漏洩開示された当事者及び団体等への適切な対応や処置を求めている。

(4)　理由

1　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく、処分についての審査請求が適法であるためには、その対象とする処分の存在を前提とし、審査請求をする法律上の利益を有することが必要と解される。

2　そして、本件審査請求についてみるに、審査請求の対象となった本件処分は、令和２年９月２５日付けお選管第６４号により取り消しており、審査請求の対象となる処分を欠き、請求人の本件処分に対して求める法律上の利益はないことは明らかである。

3　以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第４５条第１項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和　２　年１１月　４　日

審査庁　おいらせ町選挙管理委員会

委員長　相　坂　一　男

（教示）

1　この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、おいらせ町選挙管理委員会を被告として（訴訟においておいらせ町選挙管理委員会を代表する者は、おいらせ町選挙管理委員会委員長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。